【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年10月27日
【会社名】	株式会社プラネット
【英訳名】	PLANET, INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　坂　田　政　一
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町一丁目31番
【電話番号】	03-5962-0811
【事務連絡者氏名】	執行役員　経営管理ユニット長　梶　原　基　陽
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町一丁目31番
【電話番号】	03-5962-0811
【事務連絡者氏名】	執行役員　経営管理ユニット長　梶　原　基　陽
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町２番１号)

1【提出理由】

当社は、2026年10月23日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年10月23日

(2) 決議事項の内容

第１号議案　剰余金処分の件

期末配当に関する事項

イ　株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

１株につき金22円　　総額144,147,740円

ロ　効力発生日

2026年10月26日

剰余金の処分に関する事項

イ　増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金　　40,000,000円

ロ　減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金　40,000,000円

第２号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）８名選任の件

任期満了に伴い、取締役（監査等委員である取締役を除く）として

坂田政一、松本俊男、川島元樹、川村渉、竹森征之、疋田秀三、高野綾子、森村純を選任する。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

任期満了に伴い、監査等委員である取締役として

大川亮、鎌田竜彦、平塚睦美を選任する。

第４号議案　補欠の監査等委員である取締役１名選任の件

補欠の監査等委員である取締役として藤田裕を選任する。

第５号議案　取締役（監査等委員である取締役を除く）報酬額改定の件

今後の機動的な報酬政策を考慮し、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬額を金額は改めず、役員賞与を含む報酬額とする。

第６号議案　役員賞与支給の件

当期末時点の常勤取締役３名に対し、役員賞与総額27,625,000円を支給する。

なお、各取締役に対する金額は取締役会に一任する。

第７号議案　退任取締役（監査等委員である取締役を除く）及び退任監査等委員である取締役に対し退職慰労金贈呈の件

１．退任取締役吉松徹郎氏に対し退職慰労金贈呈の件

退任取締役吉松徹郎氏に対し、退職慰労金を贈呈する。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等については、取締役会に一任する。

２．退任監査等委員である取締役山本浩氏及び岩成真一氏に対し退職慰労金贈呈の件

退任監査等委員である取締役山本浩氏及び岩成真一氏に対し、退職慰労金を贈呈する。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等については、監査等委員の協議に一任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数(個)	反対数(個)	棄権数(個)	可決要件	決議の結果及び賛成(反対)割合(%)
第１号議案	49,773	425	0	(注) 1	可決　98.88
第２号議案					
坂 田 政 一	49,849	349	0		可決　99.03
松 本 俊 男	49,850	348	0		可決　99.03
川 島 元 樹	49,873	325	0		可決　99.08
川 村　　渉	49,890	308	0	(注) 2	可決　99.11
竹 森 征 之	49,835	363	0		可決　99.00
疋 田 秀 三	49,882	316	0		可決　99.10
高 野 綾 子	49,870	328	0		可決　99.07
森 村　　純	49,870	328	0		可決　99.07
第３号議案					
大 川　　亮	49,887	311	0		可決　99.11
鎌 田 竜 彦	49,873	325	0	(注) 2	可決　99.08
平 塚 睦 美	49,866	332	0		可決　99.07
第４号議案					
藤 田　　裕	49,851	347	0	(注) 2	可決　99.04
第５号議案	49,767	431	0	(注) 1	可決　98.87
第６号議案	49,614	584	0	(注) 1	可決　98.57
第７号議案	49,633	565	0	(注) 1	可決　98.60

(注) １．出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
２．議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。